

— 令和 7 年度 —

野田市住宅用設備等脱炭素化 促進事業補助金のご案内

野田市では、地球温暖化防止と地域における再生可能エネルギー導入推進と家庭での脱炭素化の普及を目指して、脱炭素化を促進する設備を導入した方に**予算の範囲内**において設置費用の一部を補助します。

問合せ・提出先

野田市環境部環境保全課（市役所5階）

〒278-8550 野田市鶴奉7番地1

TEL 04-7199-7489（直通）

FAX 04-7123-1074

1. 補助金の概要

補助金の申請

(1) 申請受付期間 ※設置工事の完了後、次の期間中に申請してください。

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 8 年 2 月 27 日(金)まで (必着)

※設置工事完了とは、設備が稼働しており、費用の支払が済んでいることです。

※受付は先着順とし、予算枠の上限に達した時点で受付を終了します。

・申請状況について(HP 参照) : <https://www.city.noda.chiba.jp>

※令和 8 年 3 月に設備を導入した場合は、次年度も補助対象外です。

※令和 7 年 4 月 1 日以降に補助対象設備の設置工事を着工したものであること。

(2) 申請方法

【持ち込み】

申請書に必要な書類を添えて、市役所 5 階の環境保全課へ提出(令和 8 年 2 月 27 日(金)必着)してください。

原則、申請者本人又は同居の家族の方が窓口にお越しください。設置業者等にも委任できますが、事故等について市では一切の責任を負いかねます。

【郵送】令和 8 年 2 月 27 日(金)必着

郵送の際は、事前にご連絡ください。なお、郵送された提出書類の内容等について連絡させていただく場合がございますのでご承知おきください。

(3) 送付先 ※支所等での受付は行いません。

〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地 1

野田市役所 環境部 環境保全課(市役所 5 階)

FAX 04-7123-1074

(4) 問合せ

野田市役所 環境部 環境保全課(市役所 5 階)

TEL 04-7199-7489(直通)

補助金の請求

交付申請書兼請求書を提出してから約 2～3 週間後に、補助金交付決定通知書又は不交付決定通知書を送付いたします。

補助金は、交付決定通知書送付から約 2～3 週間後に交付請求書に記載された預金口座へ振り込みます。

その他の注意事項

- ・ 申請者、工事等契約者、交付請求者は同一人である必要があります。
- ・ 申請書に添付する写しは、全て申請者の負担で用意してください。また、申請書一式は返却いたしません。(申請を取下げた場合を除く。)
- ・ スタンプ印及び消せるボールペンは使用しないでください。
- ・ 写真は必ず紙等に印刷して提出してください。(データ等での提出不可)
- ・ 審査にあたって、現地調査を行うことがあります。

2.補助金額及び補助対象経費

補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金等を充当する場合にあっては、さらに当該補助金等の額を控除した額とする

また、補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。

※補助金額は、補助対象設備の購入及び設置に係る費用の範囲内です。

設備の種類	補助金の上限額 (千円未満切捨て)	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限額 10 万円	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用 リチウムイオン蓄電システム	上限額 7 万円	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	補助対象経費の 1/4 上限 8 万円 (共同住宅又は長屋の窓の断熱改修の場合は、補助対象経費の 1/4 (上限 8 万円) × 改修を行う戸数)	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	上限額 15 万円 太陽光発電設備及び一般家庭用充給電設備（V2H）の併設	電気自動車本体の購入費
	上限額 10 万円 太陽光発電設備の併設	
プラグインハイブリッド自動車	上限額 15 万円 太陽光発電設備及び一般家庭用充給電設備（V2H）の併設	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
	上限額 10 万円 太陽光発電設備の併設	

一般住宅用充電設備（V2H）	補助対象経費の1／10 上限額 25 万円	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備 （急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	設備本体の購入費に係る国の補助金額の 1／3 上限額50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数） 集合住宅の住民のみ利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国の補助金額の 2/3 上限額100万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数） 集合住宅の住民以外も利用可能な場合	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの購入費
住民の合意形成のための資料	上限額 15 万円	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

3.補助対象者の要件

全設備共通の対象者

- ・市税を滞納していないこと。
- ・申請者自らが居住する住宅であること。
- ・補助対象設備の設置費等を負担し、当該設備を所有すること(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。))で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ・補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとし、かつ、リース契約については、次のいずれかを満たすものとする。
 - ア リース期間が 25 ページに掲載する財産処分制限期間以上の契約となっていること。
 - イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- ・補助対象設備の設置工事においては、着工から完了までが申請期間内であること。
- ・野田市暴力団排除条例(平成 23 年野田市条例第 30 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

補助対象となる設備

次のいずれにも該当する設備。

- ・対象設備一覧表の補助対象設備の要件に該当していること。
- ・未使用品であること。(中古品や住宅販売事業者が稼働させていたら対象外)
- ・申請者が購入し所有していること。(設備の費用負担 0 円は対象外)

補助対象の住宅

- 1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、一の住宅に 1 回(個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては 1 戸に限り 1 回)に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない
 - (1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合
 - (2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、6 年を経過し、交換又は増設する場合
- 2 窓の断熱改修及び V2H 充放電設備にあっては、一の住宅に 1 回(個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては 1 戸に限り 1 回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては 1 棟に限り 1 回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。
- 3 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き 1 回に限り交付する。
- 4 集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き 1 回に限り交付する。

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム （エネファーム） 定置用 リチウムイオン蓄電システム	(1) 本市に居住し、かつ、 <u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)</u> に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は <u>附則第 2 項</u> の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱(平成 23 年野田市告示第 189 号)に基づく補助を受けていないこと。ただし過去に補助を受けた補助対象設備について 6 年を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって新たに設置する場合は除く (4) 定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、設置する補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の同種の補助金の交付を受けていないこと。
窓の断熱改修	・補助対象設備を導入須利住宅が、補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅 (1) 本市に居住し、かつ、 <u>住民基本台帳法</u> に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は <u>附則第 2 項</u> の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。 ・申請者が管理している市内の既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」）に補助対象設備を導入する場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 補助対象設備を設置するマンション等において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	(1) 本市に居住し、かつ、 <u>住民基本台帳法</u> に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を導入する住宅において、申請者がこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていない者であること。
一般住宅用充給電設備（V2H）	(1) 本市に居住し、かつ、 <u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)</u> に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱又は <u>附則第 2 項</u> の規定による廃止前の野田市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱(平成 23 年野田市告示第 189 号)に基づく補助を受けていないこと。

集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 (3) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
住民の合意形成のための資料	(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

4.設備ごとの要件、必要書類

1.家庭用燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

交付申請書兼請求書	※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） ※申請者と契約者は同一であること。 ※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているもの。 ※経費の明細が記載されている。 ※契約書又は注文書に記載された<u>工事の着工日と完了日と実態が異なっている場合又は、記載がない場合は、工事着工完了証明書（工事業者作成）を追加提出してください。</u> 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合は工事着工日及び完了日は補助対象設備の工事が行われた日となります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合は、工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、完了日は住宅の引き渡し日となります。 【未使用品の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】 着工日及び完了日は住宅の引き渡しを受けた日となります。契約書に引き渡し日が記載されている必要があります。 ※国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） 領収書又は販売証明書の写し ※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」 ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認でき

	る（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ※リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※領収証の宛名は連名でも構いません。 ※クレジット払いによる支払を証明する書類については、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ機器の銘板（製造者、型式、製造番号が確認できること）建物全体（周囲の家や構造物も含まれたもの）
未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人燃料電池普及促進協会（エネファームの機器登録リスト）から設置した設備がわかるものの
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

2.定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

補助金の交付を申請する日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。)が設置されていること。

交付申請書兼請求書	交付申請書兼請求書 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） ※申請者と契約者は同一であること。 ※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているもの。 ※経費の明細が記載されている。 ※契約書又は注文書に記載された <u>工事の着工日と完了日と実態が異なっている場合又は、記載がない場合は、工事着工完了証明書（工事業者作成）を追加提出してください。</u> 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合は工事着工日及び完了日は補助対象設備の工事が行われた日となります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合は、工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、完了日は住宅の引き渡し日となります。 【未使用品の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】 着工日及び完了日は住宅の引き渡しを受けた日となります。契約書に引き渡し日が記載されている必要があります。 ※国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） 領収書又は販売証明書の写し ※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」

	※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ※リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※領収証の宛名は連名でも構いません。 ※クレジット払いによる支払を証明する書類については、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 一般社団法人環境共創イニシアチブリストの登録型番（パッケージ型番等）が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 補助対象設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ機器の銘板（製造者、型式、製造番号が確認できること） 建物全体（周囲の家や構造物も含まれたもの）
未使用品であることを確認できる書類の写し	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	設置設備等が補助対象であることがわかる書類 一般社団法人環境共創イニシアチブ（蓄電システム登録済製品一覧から設置した設備（パッケージ型番）がわかるものの写し
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類（いずれか1点）	売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

3.窓の断熱改修

(1) 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む）にあたり、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1 室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。

※1 室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。

（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、

階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1 室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。

※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

※マンション等においては、1 戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

(2) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していること。

交付申請書兼請求書	※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） ※申請者と契約者は同一であること。 ※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているもの。 ※経費の明細が記載されている。 ※<u>契約書又は注文書に記載された工事の着工日と完了日と実態が異なっている場合又は、記載がない場合は、工事着工完了証明書（工事業者作成）を追加提出してください。</u>
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）

貸与料金の算定根拠明細書(	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類
設置図面	15 ページ参照
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真 (<u>施工前、施工後が確認できるもの</u>) ・ガラス交換等で着工前後の変化が分かりにくい場合は、<u>作業中の写真や新しいガラスであることを証明するシールを残した写真を撮影してください。</u> ・設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ ・<u>改修したすべての窓(窓全体が写るもの)</u>を撮影してください。 □撮影方法 ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。 ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。 ※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、 ・工事作業中の写真も撮影する ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する など対応頂き、<u>設置が完了していることを証明できるように準備してください。</u> ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。 ・設置したすべての窓を撮影してください。 ・設置した窓全体を撮影してください。 ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。 ・設置した窓の位置が分かるようにしてください(別紙(平面図・立面図の提出方法)をご参照ください。)
補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の 記載があるもの)、出荷時にガラスに貼られているシールが確認 できる書類等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場 合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。 ※メーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しでもかまいません。

設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人環境共創イニシアチブ 先進的窓リノベ事業、一般社団法人環境共創イニシアチブ 次世代省エネ建材の実証支援事業 ※カテゴリ「窓（防火・暴風・防犯仕様）」、「防災ガラス窓」） ※国の補助制度「子育てグリーン住宅支援事業」の補助対象製品であって、「先進的窓リノベ事業」の補助対象でない製品については、県の補助対象に該当しません。 公益財団法人北海道環境財団（補助対象製品一覧） ※カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」、「窓」又は「ガラス」から設置した設備がわかる部分をご用意ください。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し	総会の議事録等の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し （補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る。）
マンション等であることを証する書類	（建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定による確認済証及び賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る）
国等から交付を受けたことがわかる書類	国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

平面図・立面図の提出方法

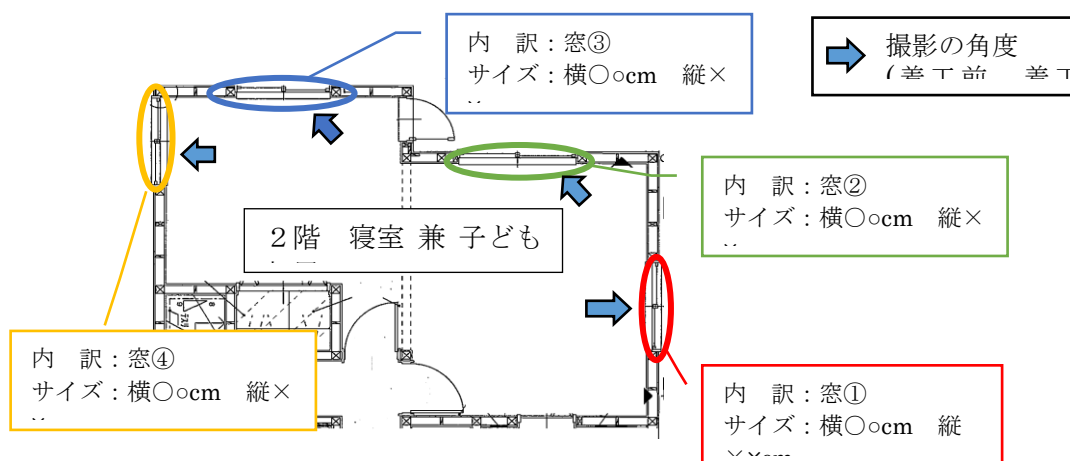
□平面図・立面図

- 平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- 写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

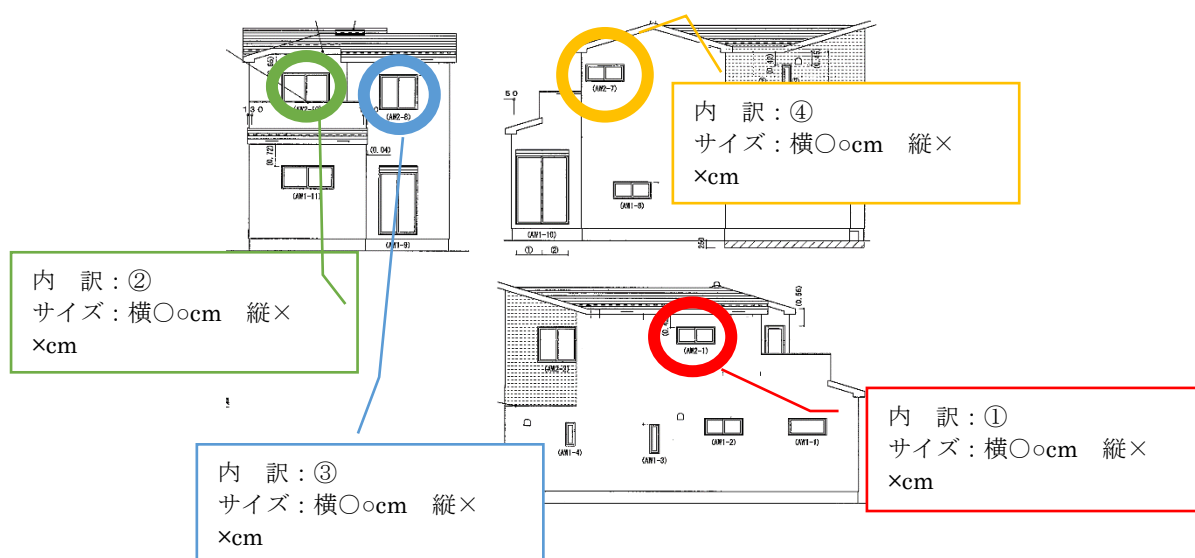
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



4.電気自動車

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- （1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
 - （2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、野田市内の住所であること。
 - （3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
 - （4）国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
 - （5）申請日までに、住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
 - （6）申請日において、補助事業を実施する者自らが居住する本市に所在する住宅であること。
 - （7）住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備（V2H）を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までに、一般住宅用充給電設備（V2H）を設置していること。
- なお、一般住宅用充給電設備（V2H）は、新設・既設を問わない。

交付申請書兼請求書	※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） 契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）でもかまいません。 ※国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） 領収書又は販売証明書の写し

	※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」 ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ※リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※領収証の宛名は連名でも構いません。 ※クレジット払いによる支払を証明する書類については、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 保管場所において撮影した写真 保管場所（車庫等）及び申請対象車全体の写真 申請対象者のナンバープレートの写真
自動車検査証の写し	自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し)
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人次世代自動車振興センター補助対象一覧から導入した車両がわかる書類の写し
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 (いずれか1点)	売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
一般住宅用充電設備を設置されていることが確認できる書類	住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、一般住宅用充電設備を設置していることを証する書類
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

5.プラグインハイブリッド自動車

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、野田市内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4) 国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
- (5) 申請日までに、住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- (6) 申請日において、補助事業を実施する者自らが居住する本市に所在する住宅であること。
- (7) 住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備（Ｖ２Ｈ）を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までに、一般住宅用充給電設備（Ｖ２Ｈ）を設置していること。なお、一般住宅用充給電設備（Ｖ２Ｈ）は、新設・既設を問わない。

交付申請書兼請求書	※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） 契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）でもかまいません。 ※国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） 領収書又は販売証明書の写し ※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明

	書)」 ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ※リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※領収証の宛名は連名でも構いません。 ※クレジット払いによる支払を証明する書類については、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書（	貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 保管場所において撮影した写真 保管場所（車庫等）及び申請対象車全体の写真 申請対象者のナンバープレートの写真
自動車検査証の写し	自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人次世代自動車振興センター補助対象一覧から導入した車両がわかる書類の写し
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 （いずれか1点）	売電明細（売電額はゼロでも可）の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	住宅用太陽光発電設備及び一般住宅用充給電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、一般住宅用充給電設備を設置していることを証する書類
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

6.一般住宅用充給電設備（V2H）

（１）電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

（２）市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車は、新規導入・導入済みかを問わない。

交付申請書兼請求書	交付申請書兼請求書 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） 契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）でもかまいません。 ※国等からの補助金の交付を受けた場合、内訳、金額等がわかる書類
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。） 領収書又は販売証明書の写し ※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）」 ※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」 ※リース契約による設備導入の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等） ※領収証の宛名は連名でも構いません。 ※クレジット払いによる支払を証明する書類については、初回の支払いが開始していなくても、クレジット契約を締結したことが確認できるもの。

貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 補助対象設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ 機器の銘板(製造者、型式、製造番号が確認できること) 建物全体(周囲の家や構造物も含まれたもの)
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人次世代自動車振興センター補助対象一覧から導入した車両がわかる書類の写し
補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類	住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類(いずれか1点) 売電明細(売電額はゼロでも可)の写し、接続契約の御案内の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載のあるものに限る。)の写し、太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写し	住宅用太陽光発電設備及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を併設する場合の補助を受けようとするときは、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写し ※「使用の本拠の位置」が申請者の住所と一致していること。
国等から交付を受けたことがわかる書類	国等から交付を受けたことがわかる書類
同意書	※申請者が住宅を所有していない、又は共有者がいる場合
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

7.集合住宅用充電設備

集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次の設備のうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

(1) 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(3) 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

(4) 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

(5) 充電用コンセントスタンド

(4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう

※ 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。

※ 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、申請日までに集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

交付申請書兼請求書	交付申請書兼請求書 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） ※申請者と契約者は同一であること。 ※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているもの。 ※経費の明細が記載されている。 ※工事の着工日と完了日の記載がない場合は、着工完了日届出書（工事業者作成）
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）

登記事項証明書 ※リース事業者のみ	登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(法人の場合に限る。)
カタログ又は仕様書等の写し	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類
設置状況が確認できる写真	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 補助対象設備の設置場所が確認できるものと設備のアップ 機器の銘板(製造者、型式、製造番号が確認できること) 建物全体(周囲の家や構造物も含まれたもの)
補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類	総会の議事録等の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等)の写し (補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る。)
申請者の本人確認書類	免許証、健康保険証、住民票等の写し(補助事業を実施する者が個人である場合に限る。)
マンション等であることを証する書類	建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)の写し
一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付に係る書類一式の写し	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付に係る書類一式の写し
一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請に係る交付決定書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請に係る交付決定書類の写し
一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告に係る申請の額の確定書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限る。
案内板及び周囲の景観が確認できる写真 (住民以外も充電設備を利用可能な場合)	マンション等の敷地の外から撮影した住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板及び周囲の景観が確認できる写真
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

8.住民の合意形成のための資料

マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料(充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等)で、当該資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

交付申請書兼請求書	交付申請書兼請求書 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要 ※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。
補助対象設備の概要	補助対象設備の概要
契約書又は注文書等の写し	補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） ※申請者と契約者は同一であること。 ※契約者両者の印、契約内容に補助対象設備が記載されているもの。 ※経費の明細が記載されている。 ※工事の着工日と完了日の記載がない場合は、着工完了日届出書（工事業者作成）
領収書等の写し	補助対象設備の設置費等の支払を証する書類及び内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
貸与料金の算定根拠明細書	貸与料金の算定根拠明細書(補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。)
登記事項証明書 ※リース事業者のみ	登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(法人の場合に限る。)
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類	総会の議事録等の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し （補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限る。）
マンション等であることを証する書類	建築確認通知書、建築基準法第 6 条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類の写し
作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し	作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し
マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し	マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し
その他	その他、必要な書類を求める場合があります。

5 補助対象設備の処分の制限

補助金の交付を受けて導入等を行った補助対象設備については、次に掲げる期間内に処分等を行う場合は、承認を得る必要があります。なお、この場合は、当該期間までの残月数に応じ補助金を返還していただきます。

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年